五　中学校費　生徒数

1　密度補正Ⅰに用いる密度は、スクールバス等の数に一二六・三八を乗じて得た数を当該市町村の測定単位の数値で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

2　スクールバス等の数は、都道府県知事が調査した生徒の通学の用に供するため当該年度において当該市町村が運行しているスクールバス及びスクールボート（当該市町村が生徒の通学の用に供するため他の者に運行を委託したものを含み、特別支援学校の生徒の通学の用に供するためのものを除く。）の合計数とする。この場合において、二以上の市町村が共同で所有し、又は設置したスクールバス等（市町村が組織する組合立の中学校又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程に係るものを除く。）は、当該スクールバス等の定置場所在地の市町村が所有したものとみなす。

3　市町村が組織する組合立の中学校又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程があるときは、当該学校に係る生徒の数、スクールバス等の数は、当該学校の所在する市町村の数値とみなして、1及び2の規定を適用する。

4　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{1}{50{,}300 \times A}\quad (1{,}206 \times A + 187{,}228 \times B + 754 \times C)$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　当該市町村における「被保護者調査」によつて厚生労働省に報告された令和７年７月31日現在の教育扶助受給人員のうち中学校及び義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程に係る数

C　当該市町村における「令和７年度学校給食実施状況等調査」によつて文部科学省に報告された中学校及び義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程に係る数

五　中学校費　生徒数

前号に準ずる。この場合において、「一二八・一五」とあるのは「一二八・九八」と、「児童」とあるのは「生徒」と、「小学校又は義務教育学校の前期課程」とあるのは「中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程」と、「52,400」とあるのは「48,000」と、「466」とあるのは「1,206」と、「144,631」とあるのは「195,600」と、「680」とあるのは「699」と、「小学校及び義務教育学校の前期課程」とあるのは「中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程」と、「児童数」とあるのは「生徒数」と読み替えるものとする。